

別添

規 則 等 の 名 称	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則（平成二十四年徳島県規則第六十九号）
根 拠 法 令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
趣 旨	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、新たな障害福祉サービスの種類として就労選択支援が設けられたことに伴い、所要の整備等を行うものである。
概 要	○ 階数が二以上かつ用途面積が千平方メートル以上の就労選択支援を行う事業所を特定施設とする規定を追加する。 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規則中の法律の規定を引用している部分に引用条項の「ズレ」が生じたため整理を行う。
施 行 日	令和7年10月1日
県民意見等を募集しなかった理由	規則等において、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理である。
そ の 他 参 考 事 項	